

廃棄物処理法施行規則改正 環境省



平成17年9月13日に廃棄物処理法施行規則の改正が公布されました。

この改正内容は主に第162回国会で成立した廃棄物処理法改正内容にあわせ規定を整備したものです。

改正法で廃棄物処理業・廃棄物処理施設の欠格要件に関する規定が厳格化され、許可業者・施設設置者に欠格要件の届出義務が盛り込まれたことを受け、(1)新たに欠格要件に該当した許可業者・施設設置者の届出事項と届出期日(欠格要件に該当した日から2週間以内)に関する規定を整備し、(2)産廃処理業許可・処理施設設置許可の必要申請書類に、申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書類を追加しました。

また、(3)改正法で産廃運搬・処分受託者にも産廃管理票(マニフェスト)保存義務が課されたことに対応し、保存期間を5年間と決めました。

さらに改正法には関連しませんが、(4)産廃運搬受託者・処分受託者の責任を明確化するため、マニフェスト記載項目に運搬・処分を受託した事業者の氏名または名称を追加するとしたほか、(5)法で禁止されている収集・運搬・処分の再委託の例外措置として、再委託基準に従った再委託を認めるとともに再委託基準を明確化しました。施行は17年10月1日です。

当社では、産業廃棄物に関わる有害物質の分析業務を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料:2005年9月1日付 EICネット

総務箇所 横山美代子

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
 TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
 URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

